

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債権 …… 償却原価法（定額法）による。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 …… 期末における自己都合退職金要支給額を全額計上している。

(4) 消費税等の会計処理

税込方式による。

(5) 税効果会計の適用について

税効果会計は、適用していない。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	120,000,000	0	0	120,000,000
計	120,000,000	0	0	120,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	311,906,069	27,454,633	124,044,920	215,315,782
減価償却引当資産	464,074,172	37,492,832	959,727	500,607,277
スポーツ振興基金	1,000,000,000	0	0	1,000,000,000
計	3,551,960,482	64,947,465	125,004,647	3,491,903,300
合 計	3,671,960,482	64,947,465	125,004,647	3,611,903,300

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
投資有価証券	120,000,000	100,000,000	20,000,000	0
計	120,000,000	100,000,000	20,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産	215,315,782	0	215,315,782	0
減価償却引当資産	500,607,277	0	500,607,277	0
スポーツ振興基金	1,000,000,000	0	1,000,000,000	0
計	1,715,923,059	0	1,715,923,059	0
合 計	1,835,923,059	100,000,000	1,735,923,059	0

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

科 目	取 得 価 額	減価償却累計額	当期末残高
建 物 等	974,674,982	684,053,351	290,621,631
構 築 物	3,000,000	2,999,999	1
車両運搬具	1,780,812	1,780,809	3
什器備品	69,351,464	58,706,920	10,644,544
機械装置	15,649,200	15,092,698	556,502
リース資産	21,457,800	15,745,272	5,712,528
合 計	1,085,914,258	778,379,049	307,535,209

5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

科 目	帳 簿 価 額	時 価	時価損益
第62回利付国債（野村）	160,082,973	163,329,760	3,246,787
第110回利付国債	356,692,236	384,905,400	28,213,164
第120回利付国債	380,343,792	408,734,686	28,390,894
第159回利付国債	128,917,486	135,144,750	6,227,264
第44回地方公共団体金融機構債	110,176,055	111,683,990	1,507,935
第61回利付国債（日興）	282,667,737	290,333,200	7,665,463
第62回利付国債	235,757,277	240,908,800	5,151,523
第46回地方公共団体金融機構債	129,611,586	131,755,000	2,143,414
第29回兵庫県公募公債（みずほ）	99,931,167	101,140,000	1,208,833
合 計	1,884,180,309	1,967,935,586	83,755,277

6 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当期末残高	貸借対照表上 の記載区分
寄付金						
基本財産	尼崎市	100,000,000	0	0	100,000,000	指定正味財産

7 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

内 訳	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	754,055
合 計	754,055

※ 「重要な固定資産（基本財産及び特定資産）の明細」及び「引当金の明細」については、財務諸表に対する注記2でそれぞれ記載しているので、計算書類に関する附属明細書は作成しない。